

令和2年度運転免許（大型・中型・けん引・準中型）
取得支援助成金交付要綱

一般社団法人 宮崎県トラック協会
制定 令和2年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「宮ト協」という。）の会員事業者が従業員に大型自動車免許・中型自動車免許・けん引免許・準中型自動車免許を取得させた際の教習料の一部を宮ト協が助成し、トラックドライバーの確保を促進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、宮ト協の会員事業者が別紙に定める要件を満たす従業員に大型免許、中型免許、けん引免許、準中型免許を取得させた場合に限り、会社が支払った費用（消費税を除く）の一部について助成を行うものとする。ただし、国、全ト協の助成を受けた会員は除き、会費の滞納がない会員事業者であること。

（助成金の対象範囲）

第3条 前条の助成金については、大型免許、中型免許（限定解除含む）、けん引免許、準中型免許（5トン限定解除）のいずれかの免許を取得した際に要した費用（教習所へ支払った教習料のみとし、検定料は含まない）の一部を助成する。

2 大型免許、中型免許、けん引免許の助成金対象者は、令和2年4月1日～令和3年3月12日に取得した者に限る。

3 準中型免許の助成金対象者は、平成31年3月31日以前に会員事業所に採用され、令和2年4月1日～令和3年3月12日に準中型免許（5トン限定）の限定解除を行った者に限る。

（助成金の額）

第4条 助成額は免許取得に係る費用（消費税を除く）の3分の1までとし、上限を下記のとおりとする。

1. 大型免許	1名あたり50,000円
2. 中型免許	1名あたり30,000円
3. けん引免許	1名あたり30,000円
4. 準中型免許（5トン限定解除）	1名あたり15,000円

（助成人数）

第5条 Gマーク取得事業者に対する助成は、最大2名とする。
それ以外の事業者に対する助成は、最大1名とする。

(交付申請)

第6条 会員事業所は、従業員の免許証取得後、取得支援助成金交付申請書に必要事項を記入し、令和3年3月15日までに宮ト協へ提出しなければならない。

ただし、予算作に達した場合は、受け付けを終了するものとする。

2 前項の助成金交付請求書に必要な添付書類は別途定める。

(助成金の交付)

第7条 宮ト協は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は宮ト協が別に定める。

附則

本要綱は令和2年4月1日から適用する。

運転免許（大型・中型・けん引・準中型）取得支援助成金交付申請書

(一社) 宮崎県トラック協会会長 様		申請年月日		年	月	日
事業者名						
会社所在地		〒				
電話・FAX 番号		TEL		FAX		
申請責任者		役職名		氏名		⑩
免許取得者	ふりがな 氏 名					
	生年月日	年	月	日生	年齢 () 歳	
	採用年月日	年	月	日		
免許取得年月日		年	月	日		
免許取得から半年後		年	月	日		
指定教習所等名称						
免許取得費用		円				
助成金申請額		円				
振込先	金融機関名	銀行		支店		
	ふりがな 口座名義					
	口座番号	普通・当座				
申請時必要 添付書類		1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収書の写し 2. 健康保険証の写し 3. 運転免許証の写し				
免許取得 6 ヶ月後 提出必要書類		4. 免許取得後 6 ヶ月在籍していることを確認するもの (運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳の写し) <u>※ 6 ヶ月経過後に必ず提出しなければならない</u>				